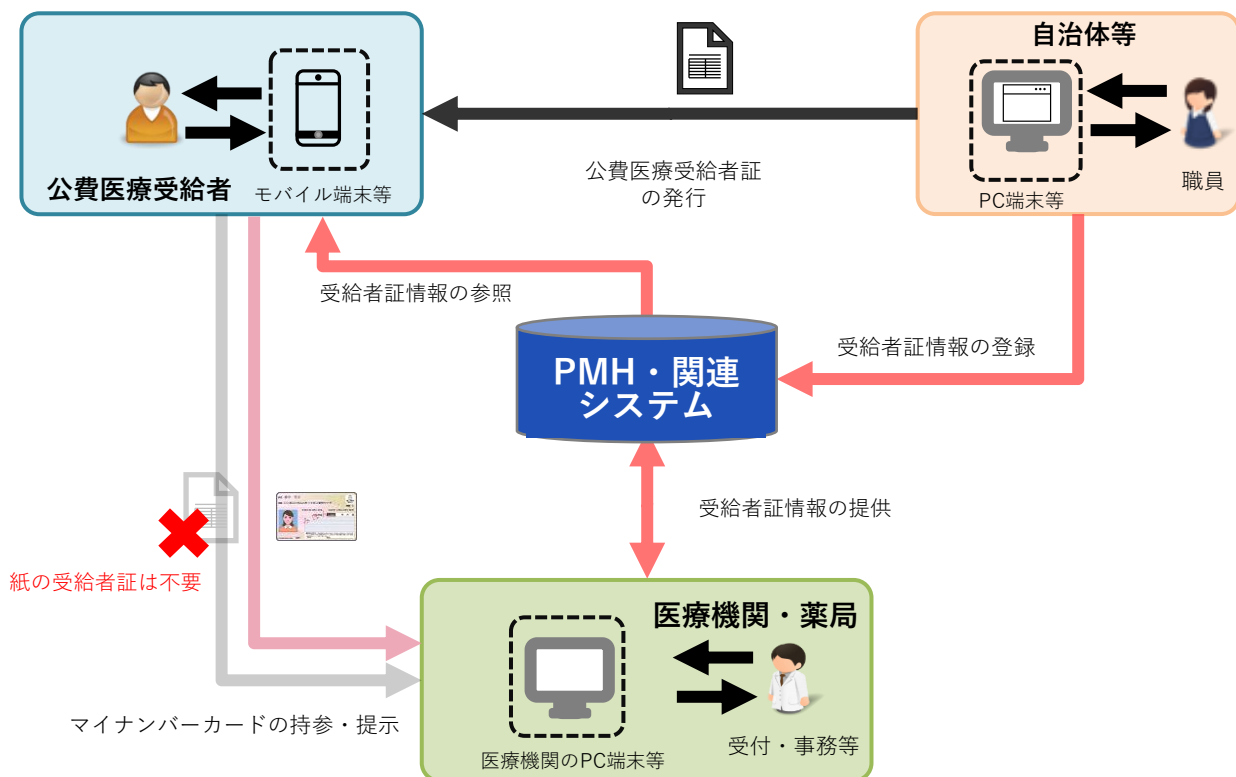


公費負担医療制度等の電子資格確認の導入について

- 公費負担医療制度や自治体が単独で設けた医療費等助成制度について、マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関・薬局で受診できるよう、必要な取組を推進。**

※令和5年度から、希望する5自治体36医療機関・薬局において先行的に事業を開始（自治体が単独で設けた医療費等助成制度を含む一部の制度）し、更に令和6年度には、176自治体を選定し、累計で179自治体（22都府県、157市町村）において先行実施を進めるとともに、補助金により医療機関・薬局も拡大しつつ、先行的な事業を継続。
これらの取組を踏まえたシステム改善の状況などを踏まえながら、順次、参加する制度、自治体や医療機関・薬局を拡大し、全国展開をしていく。
- 自治体・医療機関等をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub (PMH))の構築・運用により実現。
- 公費負担医療制度である石綿健康被害救済制度及び水俣病被害者救済制度等における、オンライン資格確認の導入について、医療DX工程表に沿って、法整備も含めた対応を検討している。**



想定されるメリット

- 
 [公費医療受給者]
 - 紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止
- 
 [自治体等]
 - 正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる
 - 被認定者の利便性向上に資する
- 
 [医療機関等]
 - 受給者証情報の手動入力負荷を削減
 - 最新の医療費助成受給資格を確認可能
 - 医療費助成資格の確認事務コストの削減